

退職所得の分離課税に係る市民税・府民税の特別徴収について

退職所得（退職手当等）に係る市民税・府民税については、所得税と同様に他の所得と区分して、退職手当等の支払の際に、特別徴収していただくことになっています。

分離課税に係る市民税・府民税所得割の納税義務者

退職手当等の支払を受けるべき日の属する年の1月1日現在に和泉市に住所を有し、退職手当等の支払を受ける人です。ただし、1月1日現在において生活保護法の規定による生活扶助を受けている人等は除かれます。

分離課税に係る市民税・府民税所得割の計算

勤続年数より退職所得控除額を求める。
退職手当等の収入金額－退職所得控除額＝退職所得控除額控除後の金額
退職所得控除額控除後の金額×1/2＝退職所得金額（※注）
退職所得金額×税率（市民税6%、府民税4%）＝税額

※詳しくは、右の計算例を参照してください。

退職所得控除額の計算

次の表により計算してください。

勤続年数	退職所得控除額
20年以下の場合	40万円×勤続年数（最低80万円）
20年を超える場合	800万円＋70万円×（勤続年数－20年）

（注）障害者になったことに直接起因して退職された場合は、計算した退職所得控除額に100万円を加算します。

納入手続き

退職手当が支払われる際、所得税と同様に市民税・府民税を徴収し、徴収した翌月の10日までに給与分特別徴収税額とあわせて納入してください。（納入書の金額訂正の方法は、特別徴収のしおり6ページに記載しています。）

なお、納入書の作成にあたっては、必ず退職所得分金額欄に納入金額を記入するほか、「退職手当等に係る市民税・府民税特別徴収税額の納入申告書」（14ページに掲載）へ所要事項を記入し、和泉市役所税務室市民税担当まで提出してください。

計算例

就職日……平成7年1月10日 退職日……令和6年1月10日
退職金……20,306,632円

1. 退職所得控除額

平成7年1月10日から令和6年1月10日までは、29年と1日であるが、切り上げて30年とされる。（所得税法施行令第69条第2項）
 $8,000,000円 + 700,000円 \times (30年 - 20年) = 15,000,000円$

2. 退職所得控除後の退職手当等の金額

$20,306,632円 - 15,000,000円 = 5,306,632円$

3. 課税退職所得金額

$5,306,632円 \times 1/2 = 2,653,316円 \longrightarrow 2,653,000円$
（1,000円未満の端数は切捨て 地方税法第20条の4の2第1項）
課税退職所得の金額は、退職所得控除後の退職手当などの金額の2分の1に相当する金額となる。（※注）
（地方税法第50条の3・地方税法第328条の2・所得税法第30条第2項）

4. 税額

市民税 6%（地方税法第328条の3）
府民税 4%（地方税法第50条の4）
市民税 $2,653,000円 \times 6\% = 159,180円 \longrightarrow 159,100円$
（100円未満の端数は切捨て 地方税法第20条の4の2第3項）
府民税 $2,653,000円 \times 4\% = 106,120円 \longrightarrow 106,100円$
（100円未満の端数は切捨て 地方税法第20条の4の2第3項）

（※注）勤続年数5年以内の法人役員等以外の方については、退職手当等の収入金額から退職所得控除額を控除した退職所得控除額控除後の金額のうち、300万円を超える部分については、2分の1を退職所得として課税する平準化措置の適用から除外。
（税額の計算方法については、上記の計算例とは異なりますのでご注意ください。）

（※注）勤続年数5年以内の法人役員等に対する退職金については、2分の1を退職所得として課税する平準化措置の適用から除外。